

徐々に視界が開ける NAFTA 再交渉

現地では過度な悲観論は後退、慎重な楽観論も

欧米調査部上席主任エコノミスト

西川珠子

03-3591-1310

tamako.nishikawa@mizuho-ri.co.jp

- 米政府が公表したNAFTAの交渉目的では、無税を維持する方針が明記された点は朗報。一方で、「貿易赤字削減」や「為替操作回避」等、再交渉を難航させかねない要素も含まれている。
- セーフガード措置等の貿易救済措置を発動しやすくする条項や、無税の適用条件を定める原産地規則の見直しが実現すれば、NAFTA域内国が享受してきた特惠措置が一部制限される可能性がある。
- 2018年初までの早期合意の可能性については、意欲的なメキシコと慎重な米国で温度差がある。現地有識者の間では、過度な悲観論は後退し、「近代化」によるポジティブな効果に期待する声も。

1. 米政府の交渉目的：無税の維持明記は朗報も、「米国第一主義」の影

(1) USTR は交渉目的を公表、8月16日の交渉開始が確定

NAFTA（北米自由貿易協定）再交渉の開始に向けた手続きが前進している。米通商代表部（USTR）は7月17日、22項目にわたる交渉目的（図表1）を公表した。交渉目的は、米議会での通商協定承認手続きを定めた「2015年超党派議会貿易優先事項及び説明責任法（2015年TPA法）」により「交渉開始の少なくとも30日前」に公表することが義務付けられている。USTRは、再交渉の初回会合を8月16～20日にワシントンDCで開催することを明らかにした。米政府が5月18日に交渉開始の意思を議会に通知してから、手続き上可能な最速のペースで再交渉が開始されることが確定した¹。

図表1 USTRが公表したNAFTA再交渉の目的

NAFTA交渉目的(7月17日公表)		(参考) NAFTA協定本文	
1 物品貿易	12 競争政策	1 目的	12 国境を越えるサービスの貿易
2 衛生植物検疫(SPS)	13 労働	2 一般的定義	13 電気通信
3 税関、貿易円滑化、原産地規則	14 環境	3 内国民待遇及び物品の市場アクセス	14 金融サービス
4 貿易の技術的障害(TBT)	15 腐敗防止	4 原産地規則	15 競争政策・独占及び国営企業
5 良き規制慣行	16 貿易救済	5 税関手続き	16 業務一時入国
6 サービス貿易(通信・金融含む)	17 政府調達	6 エネルギー及び基礎石油化学	17 知的財産
7 デジタル貿易及び国境を越えるデータフロー	18 中小企業	7 農業および衛生植物検疫	18 出版、通報及び法令の運用
8 投資	19 エネルギー	8 緊急措置	19 アンチダンピング税及び相殺関税の審査及び紛争解決
9 知的財産	20 紛争解決	9 貿易の技術的障害(TBT)	20 組織体制及び紛争解決手続
10 透明性	21 一般規定	10 政府調達	21 例外
11 国有・国営企業	22 為替	11 投資	22 最終規定

(注) 交渉目的の項番は、記載されている順番。協定本文の項番は章番号。

(資料) USTR「Summary of Objectives for the NAFTA Renegotiation」、NAFTA協定本文より、みずほ総合研究所作成

交渉目的は、今後定期的に更新される予定であり、現時点では具体的な内容が判然としない点が多い。民主党からは、「主要課題において、交渉目的がいかに米国に恩恵をもたらすのかの説明が、極めてあいまい」（ワイデン上院財政委員会筆頭委員）と批判されているほか、労働・環境の項目等ではトランプ政権が離脱を表明した環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の合意内容が踏襲されていることへの反発も出ている。

不透明な要素は残るものの、今回の交渉目的では、関税引き上げや輸出入に係る税制見直しという最も警戒すべき項目は盛り込まれなかった。特惠関税（無税）を維持する方針が明記されたことや、付加価値税の国境調整を交渉目的に掲げなかった点等は、自由化維持の観点からは朗報といえる。

他方で、交渉目的にはトランプ大統領の「米国第一主義」の主張を投影し、再交渉を難航させかねない要素も含まれている。具体的には、NAFTA再交渉が今後の米国の二国間交渉のモデルとなることを強く意識して、「貿易赤字削減」を交渉目的に位置づけるとともに、為替条項の導入を明記している。また、セーフガード措置等の貿易救済措置を発動しやすくする条項や、無税の適用条件を定める原産地規則の見直し等の条項が実現すれば、NAFTA域内国が享受してきた特惠措置が一部制限される可能性がある（図表2）。

以下では、これらの交渉目的の意図を読む視点や、今後のNAFTA再交渉の方向性について、7月初旬にメキシコシティおよびワシントンDCで聴取した現地有識者の見解等を織り交ぜながら、ポイントを整理する。

（2）再交渉の目的として「貿易赤字の削減」を明記

交渉目的の中で注目を集めたのは、物品貿易の項の筆頭に「米国の貿易収支を改善し、NAFTA域内国との貿易赤字を削減する」と明記された点だ。USTRはプレスリリースでも、「USTRはNAFTA再交渉で、特定の交渉目的に初めて赤字削減を盛り込んだ」とその意義を強調している。デジタル貿易等、NAFTAを時代に見合ったものに更新する「近代化（modernization）」を前面に打ち出していた5月の議会通知に比べると、トランプ大統領の「貿易不均衡是正のため、既存の協定を再交渉する」姿勢を改めて強調している印象を受ける。

図表2 注目される再交渉の論点

目的	個別項目	論点
近代化		デジタル貿易、知的財産、規制慣行、国有・国営企業、サービス、税関手続き、衛生植物検疫、労働、環境、中小企業 等
自由化維持	物品貿易	工業品・農産品の相互無税市場アクセスを維持 (議会通知草案の「課税措置の公平性確保」は盛り込まれず)
通商協定のモデル条項	物品貿易 為替	米国の貿易収支を改善し、NAFTA域内国との貿易赤字を削減する 適切なメカニズムを通じて、NAFTA参加国による効果的な国際収支の調整回避や不公正な競争上の優位性獲得を目的とした為替操作の回避を確保
NAFTA特惠の見直し	貿易救済 原産地規則	NAFTA参加国をセーフガード措置の適用除外とする措置(NAFTA global safeguard exclusion)を廃止 アンチ・ダンピング関税措置、相殺関税措置に関する紛争解決手続き(19章)を廃止 必要に応じて原産地規則を更新および強化(=特惠関税適用条件の厳格化)

(資料) USTR 「Summary of Objectives for the NAFTA Renegotiation」より、みずほ総合研究所作成

貿易赤字削減の具体策は明示されていない。米政府が交渉の場で、赤字削減の数値目標や達成時期を設定し、目標未達時には自動的に協定内容の見直しを迫るような管理貿易主義的な手法を追求するか否かは、現時点では不透明だ。最大の貿易赤字を抱える中国との間でも、4月に貿易不均衡是正の「100日計画」について合意するも、7月の米中包括経済対話では貿易赤字削減の具体策は示されなかった。

交渉目的に列挙されている項目の中身を見ると、非関税障壁や一部残存する農産品関税の撤廃など、市場アクセス改善を通じて輸出拡大を図る一方、貿易救済措置（セーフガード措置、アンチ・ダンピング関税措置、相殺関税措置等）を発動するハードルを下げること、輸入を抑制しようとする意図がうかがえる。

グアハルド墨経済相は、米政府が交渉目的に貿易赤字の削減を掲げたことについて「重商主義」への懸念を表明し、「貿易の縮小ではなく拡大によって貿易収支をいかに改善するかに焦点をあてるならば、貿易収支の見直しに喜んで応じる」としている（7月18日ロイター報道）。米墨の有識者間でも、米国の貿易赤字は貯蓄投資バランス等のマクロ経済要因に起因するものであり、二国間の貿易不均衡を問題視して通商政策で是正を図るアプローチの有効性を否定する見解が主流となっている。協定本文に「米国の貿易赤字削減」を盛り込むことに対しては、メキシコ・カナダの反発が予想される。

（3）モデルとなる為替条項導入を目指す

為替に関して交渉目的では、「適切なメカニズムを通じて、NAFTA域内国による効果的な国際収支の調整回避や不公正な競争上の優位性獲得を目的とした為替操作の回避を確保する」と記載された。ロス商務長官は、ペソ相場安定のために1994・95年のメキシコ通貨危機（テキーラ・ショック）当時のような米墨間のスワップ協定の導入を示唆したことがあるが、為替操作の回避のための「適切なメカニズム」が何を指すのかは現時点では不明だ。

NAFTA再交渉では、為替条項を協定本文に含むか、為替操作に対して強制力のある制裁等を含むのが焦点になる。TPP交渉では、米自動車業界が協定本文への為替条項導入を求めたものの、見送られた。最終的には、協定本文ではなく前文で「マクロ経済政策及び為替政策の協調を強化」とし、透明性と報告および政策協議を求める内容に留まった。

為替条項に関しては、米国とメキシコで有識者の認識は対照的だった。米国では、交渉目的の大枠を定めた2015年TPA法に為替条項（為替操作の回避、為替介入・通貨安政策への対策）が含まれて

図表3 米為替政策報告書によるNAFTAおよびアジア主要国の評価

	二国間 財貿易赤字	経常収支	為替介入		監視リスト 対象
			純外貨購入額	持続的介入	
	億ドル	GDP比%	GDP比%	GDP比%	
基準	200億ドル以上	+3%以上	+2%以上	過去12カ月中8カ月	
メキシコ	632	▲ 2.7	▲ 0.5	No	
カナダ	112	▲ 3.3	0.0	No	
中国	3,470	1.8	▲ 3.9	No	○
日本	689	3.8	0.0	No	○
韓国	277	7.0	▲ 0.5	No	○

(注) 1. 数値は、2016年10-12月期までの4四半期を対象。白抜き表示は、基準に該当するもの。

2. 3基準に該当すると為替操作国に認定され、2基準に該当すると監視リスト対象となる。

2017年4月報告より、「2基準に該当しなくても、米国の貿易赤字全体の大幅かつ偏った割合を占める国」は監視リスト対象となり、1基準しか該当しない中国は引き続き監視リスト対象となっている。

(資料) 米財務省「Foreign Exchange Policies of Major Trading Partners of the United States」(2017年4月)より、みずほ総合研究所作成

おり、トランプ政権が今後の中国・日本・韓国等への適用を念頭に、モデルとなる為替条項をNAFTAに盛り込むのは既定路線と受け止められていた。メキシコペソは年初来7月25日までに対ドルで約16%、カナダドルは同約7%上昇しており、米財務省の定義による為替操作国には該当せず（図表3）、為替条項導入の実害が想定しにくいからこそ、トランプ政権は実現を目指すとの認識だ。為替条項の具体的な内容については、「TPPは最低ライン」との指摘があった。一段と踏み込んで制裁等を盛り込むかについては、財務省やFRBが否定的で見送られるとの見方と、トランプ大統領の強硬姿勢や自動車・部品業界等および議会民主党の支持を踏まえれば可能性があるとの見方に分かれていた。

一方、メキシコでは、自国は為替操作国ではなく、ペソ相場は極めて柔軟であり、今年に入ってからペソ高が進行していること等が指摘され、為替条項への関心は極めて低かった。「為替操作を回避する」という原則論を協定本文に盛り込むことは許容する可能性があるが、「適切なメカニズム」がメキシコの経済政策運営の制約になりうる場合には、強い反発が予想される。

（４） 特恵関税は維持、貿易救済措置の活用による関税引き上げの可能性

関税に関しては、懸念されていた特恵関税（無税）の見直しは回避する方向性が示された。工業品・農産品ともに「現行の相互無税市場アクセス（reciprocal duty-free market access）を維持」と交渉目的に明記されたことは、安心材料といえる²。一方で、3月に明らかになったNAFTA議会通知の草案で示されていた貿易救済措置を積極的に活用する方針が交渉目的でも改めて明示されており、米国内産業への損害等を理由に関税が引き上げられやすくなる可能性は残る。

交渉目的の「貿易救済」の項では、「米国の通商法を厳格に執行する能力を守る」と記したうえで、貿易救済措置を積極活用する方針が示されている。具体的には、特定品目の輸入急増による損害回避のために輸入制限（関税または数量制限）を課すセーフガード措置について、NAFTA域内国を原則として除外する現行の措置（NAFTA global safeguard exclusion）を廃止するとしている。さらに、不当廉売に対するアンチ・ダンピング関税措置や、政府補助金を受けて生産された製品に対する相殺関税措置に関し、NAFTAの二国間パネルを通じた紛争解決手続き（NAFTA19章）を廃止する方針が示されている。

こうした見直しにより、米国が国内法に基づく判断により各種の貿易救済措置を発動しやすくなるのみならず、メキシコ・カナダによる対抗措置が誘発され、NAFTA域内での貿易救済措置の発動が増えやすくなると考えられる。グアハルド墨経済相はNAFTA19章の廃止について懸念を表明しているほか（7月18日ロイター報道）、トルドー首相も紛争解決手続きの継続を求める方針を示しており（7月25日ナショナル・ポスト報道）、再交渉で主要な争点となる可能性が高い。

（５） 原産地規則や政府調達での「バイアメリカン」追求

原産地規則や政府調達に関しては、「バイアメリカン」を追求する姿勢が改めて示された。特恵関税の適用の条件を定めた原産地規則について交渉目的では、「NAFTAの恩恵が米国及び北米で真に生産された製品に与えられることを確実にするために、必要に応じて原産地規則を更新及び強化する」とされた。また、政府調達については、「米国企業が米国製品・サービスをNAFTA域内国に販売する機会の拡大」を掲げる一方で、州地方政府の政府調達については協議対象とせず、米国内では連邦資金による州地方政府プロジェクト支援等における「バイアメリカ」義務付け等の国内優先購入プログラムを維持する等、自国市場へのアクセスは基本的に現状維持とする方針を示した。

原産地規則を巡っては、「更新及び強化」の具体策は現時点では不透明で、米政府は原産品と認められるために達成すべき現地調達率の引き上げや、算定方法の見直し等を求める可能性がある。また、「米国及び北米」との表記は、米国に限定した調達率導入の可能性を示唆している。

日系企業の関心が高い自動車・部品に関しては、米国内で原産地規則見直しを巡り労使対立が先鋭化している。労働組合は、特惠関税の対象となる原産品と認められるための現地調達率（域内原産割合＝（物品の純費用－非原産材料価額）／物品の純費用×100、大型バス・トラックを除く完成車は62.5％）の引き上げが米国内生産・雇用の拡大につながると主張する一方、企業側は現状維持を主張している。他方、鉄鋼業界は、現地調達率算定の際に、非原産材料価額にカウントされる域外からの輸入品のトレーシング対象リストに鉄鋼を含めることを求めている。

米墨の有識者の間では、現地調達率の引き上げはトランプ大統領が「バイアメリカン」実現をNAFTA再交渉の成果として有権者に訴求しやすく、若干の引き上げは現実的な落としどころであるとして、何らかの見直しは不可避と見る向きが多い。一方で、原産地規則の厳格化が行き過ぎた場合や、米国のみに限定した調達率を導入した場合、コストが増加して競争力が低下することへの警戒も多く示された。コスト増により特惠関税（無税）のメリットが減じられた場合、あえてNAFTAを利用せず、最恵国待遇（MFN）税率での輸出を選択する企業が増え、北米投資・生産の増加にはつながらないとの指摘もみられた。また、鉄鋼をトレーシング対象に含めることについては、小型車用の鉄鋼を日本からの輸入に依存している日系メーカーの現地調達率低下が避けられず、現地調達率の小幅引き上げ以上に大きな影響が生じる可能性を懸念する声もきかれた。

（6）依然くすぶる国境調整税の導入懸念

交渉目的の公表に至る過程では、輸出の課税を免除、輸入の費用控除を廃止する国境調整税（Border Adjustment Tax, BAT）の扱いが注目されてきた。トランプ政権は、付加価値税（VAT）の採用国（メキシコ、カナダ等）間で実施されている国境調整（輸出を免税とし、仕向地で輸入に課税）を、「不公正な税制優遇」であるとして問題視している。3月に示された議会通知の草案には「課税措置の公平性確保」への言及があったことに加え、2015年TPA法の主要交渉目的には「国境税（border tax）」の項目で「国境調整措置に関するWTOルールの変更」を求める姿勢が示されているなど、NAFTA再交渉で国境調整の問題が取り上げられる可能性は排除できない状況にあったが、今回の交渉目的には、「課税措置の公平性確保」の文言は含まれなかった。

他方、米国の法人税改革の一環として、BATが導入される可能性は消えたわけではない。米墨の有識者は、BATの実現可能性は低下したとみているものの、依然として警戒感は一層強い。ホワイトハウスの税制改革案にBATが盛り込まれなかったとはいえ、トランプ大統領が何らかの法人減税実現を目指す限り、財源としてBATが議論される可能性は残る。米議会での医療保険制度改革法（オバマケア）代替法案の審議が終われば、再び税制改革の議論が高まり、段階的な執行や特定業種の適用除外などの修正を加えた形で、再びBATが取りざたされるとの見方はくすぶっている。

BATがWTOルール違反（輸出補助金および内国民待遇違反）になるか否かについては、米国の通商専門家からは必ずしも明確な違反とはいえない（特に輸出補助金は不明確）との見方が示された。また、WTOルール違反の有無にかかわらず、そもそもトランプ政権はWTOルールを重視しないため、一方的な措置を実施し、パネル裁定が下りるまで影響が及ぶ可能性が警戒されている。

2. 今後の展望：近代化を主眼としたソフトランディングがメインシナリオ

(1) 早期合意の実現性は米国次第

交渉合意のタイミングについては、2018年7月のメキシコ大統領・議会選挙や11月の米議会中間選挙等の政治日程を踏まえ、2017年末から2018年初を照準とする考えが米墨政府から示されてきた。現時点では8月16～20日の初回会合以降の予定について各国政府の公式発表はないが、早期合意を可能にするため、初回会合から、「3週間ごとに7回会合を開催」するとの報道（7月20日ロイター）がある。

各国政府は早期合意の方向性で一致しているが、8月の交渉開始から半年程度での早期合意の実現可能性に対する見方は、メキシコと米国で温度差があるように見受けられた³。

メキシコ側は、より意欲的だ。ビデガライ外相、グアハルド経財相は、2017年末までに協議をまとめた意向を繰り返し表明している。メキシコ政府は、ピニャエト大統領が今年2月に正式な手続き開始を宣言し、産業界との協議を経て周到に準備を進めている。メキシコ側の有識者の間でも、TPP合意内容を中心とした「近代化」であれば、早期合意は可能との楽観的な見方が多い。大統領選挙戦でNAFTAを争点とすることを回避するためには、選挙キャンペーンが本格化する3月頃までに交渉をまとめる必要性が強く意識されている。世論調査の支持率でトップに立つ左派MORENA（国家再生運動）のロペス・オブラドール候補は、自由貿易やNAFTAそのものに反対しているわけではないが、ピニャエト大統領の対米交渉姿勢が弱腰であると批判する材料として、NAFTAを争点化する可能性が否定できないためだ。

米国側は、合意期限の設定に慎重だ。ライトハイザー通商代表の指名承認が5月にずれ込んだことが示すように、USTR・商務省はメキシコに比べ体制整備が出遅れている。ロス商務長官は、年末年始の合意に期待を示す一方、ライトハイザー通商代表は、早期に交渉を進めるものの、「高度な水準での合意を得られるまで交渉を続ける」として合意期限を設定して交渉することに否定的な見解を示している（6月21日上院財政委員会公聴会での発言）。米国側の有識者は、政治的な意思があれば早期合意は不可能ではないとしつつ、やや慎重な見方が多い。TPP合意内容をたたき台にするとしても、12カ国で合意した内容がそのまま3カ国で維持されとは限らず、交渉を長引かせる要因となりうるとの見方があった⁴。

米墨の有識者の多くは、最終的には「近代化」を主眼とした新協定でソフトランディングできるとの見方をメインシナリオに想定している。ただし、依然として米国の離脱への警戒感は払しょくされていない。4月下旬にトランプ大統領が離脱に傾斜した際、域内貿易依存度の高い農業州の支持者への悪影響を認識し、考えを改めたとの意見もあるが、交渉が難航した場合、個々の分野の議論を越えて、トランプ大統領が離脱の決断を下す可能性は、低いながらも依然排除できないとの意見が大勢を占めた。

(2) 国内手続きを巡る不透明感

NAFTA再交渉に関わる国内手続きについても、メキシコより米国の方が不確実性を指摘する声が多いようだ。メキシコでは、NAFTAのメリットは主要政党間で共有されており、NAFTAの批准（上院のみ）については特に問題がないと考えられている。来年7月の連邦議会選挙の結果、MORENAが過半数を握り、新議会のもとでNAFTA批准が審議される場合には、政争の具となる恐れがあるが、そこまでMORENAが議席を増やす可能性は低いとみる向きが多い。

他方、米国ではトランプ政権の議会運営は未だ発展途上段階にあり、NAFTA国内実施法の議会承認(上下両院)について不確実性を指摘する声がかかれた。共和党のメインストリームは自由貿易推進で変わらないものの、近年は自由貿易懐疑派が増え、共和党・民主党のパーティーラインでは投票行動が読めなくなっている。通商関係法案の採決は極めて僅差になる傾向が強いなか、NAFTA域内の貿易依存度に応じた地域性も投票行動を読むうえで重要になるとの指摘があった。

なお、NAFTA国内実施法は、2015年TPA法により迅速な審議(法案提出から90日以内に審議、修正不可、上院での議事妨害禁止)が可能となるが、同法は2018年6月30日に失効する。過半数による否認決議がない限り延長されるため、共和党多数の議会のもとでは延長に問題はないとみられるものの、今後の状況次第では「STOP Trump」の手段としてTPA延長への反対論が高まる可能性を指摘する向きがみられた。延長が難しい場合は、米政府は7月1日より前に新たなNAFTAの協定を締結する必要に迫られることになる。

(3) 再交渉の着地点：近代化によるポジティブな効果への期待

米政権の交渉目的では、貿易救済措置発動のハードルを下げ、原産地規制の見直しにより無税の適用条件を厳しくする方針が示されており、再交渉の結果、NAFTAにより享受できた特惠措置が一部制限される可能性は否めない。NAFTAを今後の通商協定のモデルと位置付けるトランプ政権が、貿易赤字削減や為替操作回避条項に固執して再交渉を難航させるリスクや離脱可能性も含めて、依然として不確実性は払しょくされていない。

しかしながら、交渉目的に無税の維持方針が明記され、初回会合の日程も固まったことで、再交渉の視界は開けつつある。米墨の有識者からは、ダウンサイドリスクへの警戒論が根強いなかでも、近代化を主眼としたNAFTAの更新でソフトランディングすることができれば、北米のサプライチェーンが強化され、競争力がより高まるといった、ポジティブな効果への期待を示す声もきかれた。

電子商取引などの新たな分野や、サービス、エネルギー等の分野については、NAFTA再交渉で風穴があくことにより、事業機会が広がることを期待する見方も多い。たとえば、エネルギーに関しては、

図表4 NAFTA再交渉に関連する注目イベント

年	月日	注目イベント/ポイント
2017年	5月18日	USTRIによるNAFTA再交渉の意思の議会通知(交渉開始の少なくとも90日前)
	6月4日	墨統一地方選挙(大統領選挙の前哨戦。メキシコ州知事選で与党・制度的革命党勝利)
	7月17日	USTRIによるNAFTA再交渉の目的公表(交渉開始の少なくとも30日前)
	8月7日	トランプ政権発足200日目
	8月16~20日	NAFTA再交渉・初回会合(ワシントンDC)
2018年	3月	墨大統領候補登録、選挙キャンペーン期間開始
	6月30日	米「2015年TPA法」失効(否認決議がなければ3年間延長)
	7月1日	墨大統領・連邦議会選挙(左派MORENAへの政権交代の可能性?)
	11月6日	米議会中間選挙
	12月1日	墨新大統領就任

(資料) 各種報道等より、みずほ総合研究所作成

NAFTA（第6章）は各国憲法の遵守を確認する内容となっているが、メキシコでは2013年12月の憲法改正により石油・天然ガス等の炭化水素資源開発の国家独占を定めた憲法が改正された。NAFTA再交渉でのエネルギー章の更新により、民間投資が促進されれば、米墨双方にとって恩恵は大きいといった指摘が聞かれた。

NAFTA再交渉開始直前の8月7日には政権発足から200日を迎え、トランプ大統領が強硬姿勢を示す可能性はあるものの、ひとまず現地では過度の悲観論が後退し、慎重な楽観論に徐々にシフトしつつある局面といえそうだ。

¹ 5月18日の米議会通知までを巡る経緯については、西川珠子「NAFTA再交渉の視点～交渉開始後のタイムリミットは半年足らず」（みずほ総合研究所『みずほインサイト』2017年5月23日）を参照されたい。

² 繊維およびアパレルについては、「米国製品のNAFTA域内市場への無税での市場アクセスを維持」とされ、輸出機会の拡大を目指す一方で、輸入はセンシティブ品目に配慮する方針を示している。

³ マクノートン駐米カナダ大使は、今後数カ月間で米政府が提示した交渉目的のすべてに対応することは困難との見方を示しつつ、2017年内の合意は可能との見方を示している（7月20日 Inside US Trade）。

⁴ グアハルド墨経済相は、「TPPから米国が離脱したことでバランスは崩れた。新たなバランスを見出す必要がある」として、TPP合意内容について見直しの可能性を示唆している（6月14日 Inside US Trade）。